

○空き家利用促進事業補助金交付要綱

○空き家利用促進事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 26 日告示第 2 号

改正

平成 26 年 3 月 20 日告示第 1 号

空き家利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内に点在する空き家の住環境を整備し、有効活用することにより、もって定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱により町が補助することができる事業は、以下のとおりとする。

- (1) 台所、トイレ、浴室、屋根の改修費用
- (2) 下水道への接続費
- (3) 建物の撤去費用
- (4) その他、補助することが適当と認められる内部改修費用

(補助金の交付対象者等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当しなければならない。ただし、町長が特に認める者はこの限りではない。

- (1) 次のいずれかに該当する者で、住民票を移し継続して 5 年以上定住することを誓約した者
 - ア 空き家の所有者で、5 年以上町外に居住しており、この事業を契機に U ターンをした者
 - イ 空き家銀行制度要綱（平成 20 年阿南町告示第 9 号。以下「空き家銀行制度」という。）に規定する利用希望者で、賃貸借契約又は売買契約をした者（この要綱の施行日以前に、空き家銀行制度を通して賃貸借契約又は売買契約がなされ、現に引き続き入居しているものも含む。）
- (2) 地元の区及び組へ加入した者
- (3) 町内に事業所を有する住宅改修業者等に依頼した者
- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去にこの補助金以外の住宅整備等に係る補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助金の交付は、空き家 1 戸につき 1 回を限度とし、かつ、申請は世帯員全員を含め 1 回を限度とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じた額とし、100 万円を限度

とする。

一部改正〔平成26年告示1号〕

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは内容を審査し、補助の可否を決定したときは、速やかに交付(不交付)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

(変更申請等)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は交付決定を取下げようとするときは、交付決定変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更又は取下げを承認したときは、交付決定変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の完了報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金請求書(様式第7号)により、補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助対象者に対し、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 住民票を移してから5年未満で住宅を売却若しくは取壊し又は転居若しくは転出したとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請やその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(4) 第3条の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日告示第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。